

南但広域行政事務組合条例第6号

南但広域行政事務組合廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例

南但広域行政事務組合廃棄物処理手数料条例（平成25年南但広域行政事務組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「手数料は、搬入の都度徴収する。ただし、定期的に納入する者として管理者が認めた場合は、翌月の10日までに前月分を納入通知書により徴収する。」を「手数料の納付については、規則で定める。」に改める。

別表を次のように改める。

(1) 収集処理手数料

種別	収集方法	区分	単位	規格	金額	摘要
燃やすごみ	計画収集	指定袋	1枚につき	大袋	60円	概ね45ℓ
				小袋	40円	概ね25ℓ
大型ごみ	計画収集	指定シール	収集品 1点につき	別に指定する品目	900円	指定シールを 3枚貼付
				形状が別に定める規格以上の品目	600円	指定シールを 2枚貼付
				その他の品目	300円	指定シールを 1枚貼付
	戸別収集	—	収集品 1点につき	全ての品目	1,200円	—

備考

- 1 手数料の額には消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の規定による税額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定による税額（以下「消費税及び地方消費税」という。）を含む。
- 2 大型ごみ計画収集の指定シールは、1枚300円とする。
- 3 計画収集とは、各地区の集積場所として定められた場所において、組合の定めた収集方法に基づき収集を行う処理をいう。
- 4 戸別収集とは、組合への事前申込み時において決定された場所（屋外に限る。）において、組合の定めた収集方法に基づき収集を行う処理をいう。
- 5 大型ごみの戸別収集手数料は、計画収集による金額と戸別収集による金額の合計額とする。
- 6 分別された資源ごみ、不燃ごみ、危険ごみの計画収集は無料とする。

(2) 持込処理(従量制)手数料

種別	基本料金		超過料金	
	重量	金額	重量	金額
一般廃棄物	10kg以下	100円	10kgにつき	100円

備考

- 1 手数料の額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2 手数料は、重量（適正に分別された資源ごみの重量を除く。）に従い基本料金及び超過料金の合計額とする。

- 3 超過料金は、持込総重量が10k gを超える場合に適用する。
- 4 適正に分別された資源ごみは、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年養父市条例第160号）及び朝来市廃棄物処理手数料条例（平成17年朝来市条例第80号）の規定に基づきなされた手数料の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。